

指定居宅介護支援事業所 管理者 殿

相模原市長 加山 俊夫

( 公 印 省 略 )

## 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第14条第18号の2の規定に基づき、居宅サービス計画（ケアプラン）に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合にあっては、その妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護（生活援助中心型）が必要な理由を記載するとともに、当該ケアプランを相模原市に届け出ることが義務付けられました。

本市における取り扱いを次のとおり通知いたしますので、該当する場合は提出期限までにケアプランを届け出てください。

### 1. ケアプランの対象

平成30年10月1日以降に作成又は変更し、利用者の同意を得て交付したケアプランのうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護 を位置付けたケアプラン

生活援助中心型の訪問介護のみが対象（身体介護が混在するサービスは除く）

< 厚生労働大臣が定める回数 >

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
厚生労働大臣が定める回数	27回	34回	43回	38回	31回

### 2. 提出書類

(1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン届出書兼理由書（第1号様式）

(2) 届出に係る次の書類

ア ケアプラン（第1表～第7表）

イ アセスメントの結果記録

ウ 利用者の基本情報

エ ケアプランに位置付けた訪問介護計画書

担当の介護支援専門員が指定訪問介護事業所から提供を受けたもの。

### 3．提出期限

対象となるケアプランを作成又は変更し、交付した月の翌月の末日  
末日が土日祝日の場合はその直前の平日

### 4．提出先

相模原市保険高齢部高齢政策課指定・指導班（あじさい会館4階）

受付時に提出書類の確認等を行いますので、事前に電話等で連絡し、来庁によりご提出ください。

### 5．注意事項等

この規定は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）の利用を禁止するために設けた基準ではありません。

相模原市では、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、対象となるケアプランについては、ケアプラン検証会議等で訪問介護（生活援助中心型）の回数の妥当性について検証し、必要に応じて是正を促します。ケアプラン検証会議には、担当の介護支援専門員等に参加をいただきます。担当の介護支援専門員は、利用者に必要な支援であると判断したのであれば、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）が必要と判断した理由やその効果を具体的にご説明ください。

本届出に必要な書類等は、市ホームページの下記の掲載場所をご確認ください。

（掲載場所） 平成30年10月18日（木）掲載予定

相模原市役所公式ホームページ（<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/index.html>）

暮らし・手続き

介護

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

問い合わせ先

相模原市 高齢政策課 指定・指導班

電話 042-707-7046